

庁舎サービス等検討区民ワークショップ設置要綱

平成 20 年 10 月 7 日

施設管理部長決定

(設置)

第 1 条 新庁舎における窓口サービス等の向上に向け、特に区民の利用が多い、窓口のあり方などについて、区民の目線による検討を進め、今後策定する基本計画に意見を反映させるため、庁舎サービス等検討区民ワークショップ(以下、「区民ワークショップ」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 区民ワークショップは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新庁舎における窓口サービスの向上に関する事
- (2) 新庁舎における区民利便施設等の活用
- (3) その他、区民ワークショップが必要と認める事

(構成)

第 3 条 区民ワークショップは、委員 12 名以内をもって構成する。

2 委員は、次の号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 関係団体 8 名以内
- (2) 公募による区民 4 名以内

(コーディネーター)

第 4 条 区民ワークショップを運営するために、コーディネーター数名を置く。

2 コーディネーターは学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

3 コーディネーターは、区民ワークショップの全体の進行及びまとめを行う。

(任期)

第 5 条 任期は、委嘱の日から検討結果のとりまとめまでとする。

(運営)

第 6 条 区民ワークショップは、構成員の自主性を重んじ、自主運営とする。開催に際しては、区民ワークショップ構成員の話し合いを基本に決定する。

2 区民ワークショップは、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第 7 条 所掌事項についての検討結果を、区長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 区民ワークショップの庶務は、施設管理部庁舎建設室において処理する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 7 日から施行する。